

重要事項説明書

【訪問看護・介護予防訪問看護】

株式会社 中部サンケアネット

サンケアネット訪問看護ステーション

重要事項説明書

1. 法人の概要

法人	株式会社中部サンケアネット
代表取締役	津嘉山 洋平
所在地・連絡先	〒904-2161 沖縄県沖縄市古謝三丁目12番20号 電話：098-929-3900 FAX：098-989-7465

2. 事業所の概要

事業所	サンケアネット訪問看護ステーション
所在地・連絡先	〒904-2166 沖縄県沖縄市古謝津嘉山町24番3号原アパート102 電話：098-923-0854 FAX：098-923-0954
事業所番号	4760490435
管理者	小渡 里紗

3. 事業の目的と運営方針

<p>(目的)</p> <p>サンケアネット訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員及びその他の職員（以下「看護職員等」という。）が、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。</p> <p>(運営方針)</p> <p>訪問看護等の提供に当たっては、利用者の心身の特性に合わせて、その有する能力に応じ主体的な生活が継続できるよう、健康及び日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるよう支援に努めるものとする。</p>

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	職務内容
管理者	1	常勤兼務1名	看護職員等の管理及利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
看護職員等	2.5以上	常勤兼務2名 非常勤専従4名	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護等の提供に当たる。
事務員	1	非常勤1名	請求業務、物品管理、経理等を行う。

5. 事業の実施地域

事業の実施地域	沖縄市・うるま市・北中城村・北谷町
---------	-------------------

6. 営業日

営業日	営業時間	サービス提供
月～金曜日 (年末年始, 土日, 祝祭日除)	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	2 4 時間 3 6 5 日

7. 当事業所が提供するサービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 精神科領域及びご家族の看護・支援
- (8) 療養生活や介護方法等の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. 利用料金について

- (1) 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者自己負担の割合に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者負担とします。なお、医療保険の場合は、診療報酬の額となります。
- (2) 通常の実施地域を越えて行う訪問看護等に要する交通費は、その実費を徴収します。
- (3) 介護保険給付対象でないサービス提供については、別途料金を設定して徴収します。
- (4) 前記(1)～(3)の詳細については別途料金表に定めます。
- (5) 前記費用は1ヶ月毎に月末集計後、翌月10日頃に請求書を郵送いたしますので、請求書が届き次第1週間以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。
ア. 窓口での現金支払い イ. 下記口座への振込み ウ. 口座からの自動引き落とし

琉球銀行	コザ十字路支店	普通預金
口座名義	株式会社中部サンケアネット	代表取締役 津嘉山 洋平
口座番号	8 4 8 1 9 9	

- (6) 利用の中止、変更

- ① 利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。ただし、この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用中止の申し出がない場合、もしくは、直前の申し出により、看護職員等が現場に到着した後であった場合、別紙の料金表に定める取消料をお支払頂きます。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合、取消料は頂きません。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 看護職員等について

- ① サービス提供時に、担当の看護職員等を決定しますが、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員が交替してサービスを提供します。その際、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ② 利用者から特定の看護職員等を指名することはできませんが、看護職員等についてお気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なくご相談下さい。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「訪問看護計画書」に基づいて行います。提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分配慮します。
- ② サービス提供のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得てサービス内容の変更をします。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「要介護状態区分」、「認定の有効期間」「居宅利用者負担額」「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかにステーションにお知らせください。また、看護職員等が「受給者証」の確認をさせて頂く場合には、ご提示下さいますようお願いいたします。

(5) 看護職員等の禁止行為

看護職員等は、サービスを提供にあたり次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはそのご家族等の金銭・預貯金通帳・証書・書類の預かり
- ② 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品・飲食の授受
- ③ ご契約者のご家族に対するサービスの提供
- ④ 飲酒・喫煙及び飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動及びその他迷惑行為

10. 緊急時における対応について

看護職員等は訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に報告し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

1 1. 事故発生時の対応について

- (1) 訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者に対する訪問看護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、事業所の加入する損害賠償責任保険の範囲内にて対応します。保険会社名：あいおい損害保険株式会社

1 2. 苦情等受付について

(1) ステーション窓口

受付時間	月～金 8:30～17:30 ※年末年始, 土日, 祝祭日除く
連絡先	電話: 098-923-0854 FAX: 098-923-0954
苦情解決責任者	管理者 小渡里紗

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関	電話	時間
沖縄市役所 介護保険課	098-939-1212	8:30 ～17:15
うるま市役所 介護長寿課	098-973-3208	8:30 ～17:15
北中城村 福祉課	098-935-2233	8:30 ～17:15
北谷町役場 福祉課	098-936-1234	8:30 ～17:15
沖縄県介護保険広域連合	098-921-7800	8:30 ～17:00
沖縄県国民健康保険団体連合会	098-860-9026	8:30 ～17:00

1 3. 虐待防止について

ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

2 ステーションは、訪問看護等の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 4. 個人情報の保護について

- (1) 利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生省が策定した「医

療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) ステーションが得た利用者の個人情報については、訪問看護等の提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとします。

(3) 個人情報の利用目的

- ・ サービス担当者会議等において必要な場合
- ・ 医療機関及びサービス事業者等との連絡調整に必要な場合
- ・ ご利用者様に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・ 介護保険事務、医療保険事務
- ・ 外部監査機関等への資料提供

1 5. 業務継続計画について

(1) ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) ステーションは、訪問看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

1 6. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	

1 7. その他運営に関する重要事項

(1) 適用保険について

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- | |
|---|
| <p>① 末期の悪性腫瘍②多発性硬化症③重症筋無力症④スモン⑤筋萎縮性側索硬化症⑥脊髄小脳変性症⑦ハンチントン病⑧進行性筋ジストロフィー症⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類 がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))⑩多系統萎縮症（線 条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）⑪プリオン病⑫亜急性硬化性全脳炎⑬ライソゾーム病⑭副腎白質ジストロフィー⑮脊髄性筋萎縮症⑯球脊髄性筋萎縮症⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎⑱後天性免疫不全症候群⑲頸髄損傷⑳人工呼吸器を使用している状態㉑主治医より特別訪問看護指示書が交付さ</p> |
|---|

れた場合

- (2) ステーションは、看護職員等の資質向上のために定期的に研修の機会を設けます。
- (3) ステーションは、すべての看護職員等に対し、健康診断を定期的実施します。
- (4) ステーションは、訪問看護等の諸記録を整備しその完結の日から最低5年間は保存します。

個人情報使用同意

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私のサービス計画の作成及び介護等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。また、入院、受診の際に適正な医療の提供を受ける為に必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、家庭状況等、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 写真や画像の使用について

当事業所では、活動内容の広告手段として、写真や画像をパンフレットや広報誌、インターネット上のホームページ等で使用する場合があります。ご承諾くださいますようお願いいたします。

私は、指定訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明と個人情報保護同意について説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 〒904-2161 沖縄市古謝三丁目12番20号

法人名 株式会社中部サンケアネット

代表取締役 津嘉山 洋平 印

事業所

住 所 〒902-2166 沖縄市古謝津嘉山町 24 番 3 号原アパート 102 号

事業所名 サンケアネット訪問看護ステーション

管理者 小渡 里紗 印

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意します。また、個人情報保護同意について説明を受け、サービス担当者会議等において、利用者と当該家族の個人情報を用いることも同意します。その上で本書面の交付を受けました。

※ 写真や画像をパンフレットやホームページ等での使用について

承諾します 承諾しません

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____ 印